

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に
基づく補助率等の嵩上げ措置の継続等に関する意見書

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）は、道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため道路の改築に関する国の負担又は補助の特例に係る国の財政上の特別措置を定めることにより、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として制定されたものであり、この特別措置を受けながら、市町村では、地域経済の活性化や安全で安心な地域づくりに必要な道路整備を、全力で推進しているところである。

しかしながら、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げ措置が、平成29年度末をもって期限を迎え、国道、県道及び市町村道路整備事業の補助率等が平成30年度から低減されることは死活問題であり、県及び市町村の必要な道路整備の進捗に大きな支障を生じることとなる。

よって、国におかれては、平成29年度末をもって補助率等の嵩上げ措置が期限を迎える道路財特法について、今後とも道路整備財源を安定的に確保する必要性があること等を考慮の上、平成30年度以降も道路財特法の補助率等の嵩上げ措置が継続されるとともに、さらに、地方創生推進のために真に必要な道路については、補助率等を拡充されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

檜原市議会

《送付先》

内閣総理大臣 内閣官房長官 衆議院議長 参議院議長 財務大臣 国土交通大臣

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た、今年7月7日、ついに核兵器禁止条約が採択された。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法などに反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押し付けた。核兵器は、いまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

核兵器禁止条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、核兵器廃絶を進める先頭に立つことが強く求められる。

9月20日に各国による核兵器禁止条約の署名が解放された。よって政府においては、すみやかに核兵器禁止条約に調印することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

檀原市議会

《送付先》

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 外務大臣